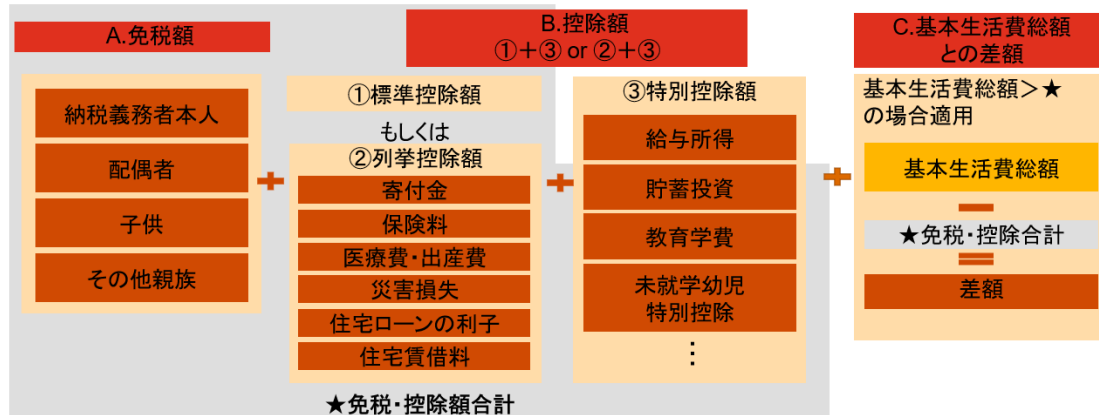


Q7-3 居住者の各種控除額について教えてください。

税務上の居住者(Q7-2 参照)は定められた証憑を添付することで、以下の A.から C.の免税額および各種控除を適用することができます。



A:免税額

納税義務者本人、配偶者、扶養家族それぞれにつき NT\$88,000/人(2020 年度)  
 なお、納税義務者本人、配偶者およびそのどちらかの直系尊属が 70 歳以上の場合の免税額は NT\$132,000/人(2020 年度)

B.控除額

控除は①標準控除か②列挙控除を選択適用し、③特別控除は該当するものがあれば適用可

・B-①: 標準控除額

単身者の場合: NT\$120,000/年(2020 年度)  
 既婚者の場合: NT\$240,000/年(2020 年度)

・B-②: 列挙控除額

以下の項目について、個別に証憑を入手して控除を申請

項目	内容
寄付	学校、慈善事業などへの寄付金は所得総額の20%を上限として控除可能
保険料	生命保険、社会保険の金額で、納税者本人、配偶者、扶養される直系親族それぞれ NT\$24,000を限度として控除可能。なお、全民健康保険料は限度額なしで控除可能
医療費・出産費	財政部が認めた医療機関で支払った医療費のうち、保険給付を受けていない部分は控除可能
災害損失	台湾内での不可抗力の災害損失のうち、保険で補償されていない金額は控除可能
住宅ローンの利息	台湾内での住宅購入のための金融機関借入に対する支払利息はNT\$300,000を限度として控除可能
住宅賃借料支出	台湾内の居住目的物件の賃貸料は、NT\$120,000を限度額として控除可能

B-③: 特別控除額

以下の項目について、個別に証憑を入手して控除を申請

項目	内容
給与所得特別控除	2020年度 NT\$200,000/年を限度として特別控除
貯蓄投資特別控除	金融機関からの受取利息はNT\$270,000を限度として特別控除(※実質的には利息は非課税と同じ)
教育費特別控除	納税義務者の子女が大学もしくは大学院に在籍している場合、年間NT\$25,000/人を限度として特別控除
未就学幼児特別控除	納税義務者の子女が5歳以下でかつ確定申告時の税率が20%未満の場合、年間NT\$120,000/人の特別控除(ただし、所得基本税額条例に基づき計算される基本所得額がその控除額NT\$670万を上回る者は不適用)
心身障害特別控除	納税義務者、その配偶者、または扶養家族に心身障害証明または精神衛生法第3条第4項に規定されている病人の場合、年間NT\$200,000/人の特別控除
長期介護特別控除	納税義務者、その配偶者、または扶養家族に中央衛生福利主管機関に規定されている長期介護が必要な場合、年間NT\$120,000/人の特別控除

### C: 基本生活費総額との差額

最低限度の生活保障のため、毎年政府が発表する「基本生活費総額」(2020年度はNT\$182,000/人)は課税所得の計算をするときに総合所得総額から控除できる。具体的には、①基本生活費総額と、一番上の表の灰色の枠で囲まれた②免税額+控除額(給与所得特別控除、財産損失特別控除以外の特別控除を含む)を比較し、①>②の場合は差額を追加控除できる。